

第35回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年1月21日（火）13時30分～14時50分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 農地法の適用外証明願いについて
協議事項(1) 久慈市地域計画（目標地図）策定に向けた意見書の提出について
協議事項(2) 令和7年度農業労賃標準額検討委員会の設置について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 23名(別添名簿のとおり)
- 事務局 事務局長 古 山 誠
農地係長 大 道 学
主任 下 野 優 貴
農政課 農政係長 宇 部 泰 洋
主 査 兼 田 直 子

第35回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	○
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 事務局長	ただ今から、令和 6 年度第 35 回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。5 番の田村議員、岩崎推進委員、類瀬推進委員より欠席の通告がありましたのでご報告いたします。それでは久慈市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員に、2 番三上委員、3 番米澤委員を指名します。書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
下野主任	それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可についてご説明します。 付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲受人は申請地の隣地を田として耕作を行っており、農業を拡大したく、譲受人に打診した結果、売買することとなったものです。売買額は〇〇万円と伺っております。地籍図上、〇番〇及び〇番が、譲受人の耕作する田となっております。以上で議案第 1 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査委員から報告をお願いします。鹿糠勇委員さん、お願いします。
鹿糠勇委員	1 月 19 日、現地を見てきました。位置図と地籍図を見てください。公民館を過ぎて、野田へ渡る道路の真向かいになります。申請地は道路へ

	発言主旨
	<p>の接続がない田です。申請地の隣は、譲受人の田んぼだったので、申請地は譲受人が借りて、作付けしていました。譲渡人は後継者がなく、今後は田の管理ができないという話があり、譲受人が買うことで、話が決まったとのことですので、ご審議をよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>事務局の説明と現地調査委員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可については、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないということで決しました。次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可についてご説明します。付議番号 1、土地の表示、申請人は記載の通りです。自己住宅の建築のため、宅地として転用するものです。現在の居宅は申請地の隣にありますが、県事業でもある〇〇改修工事にかかり、〇〇用地として買収される運びとなり、自身の所有する隣の申請地へ居住を移転するものであります。建築費は県からの居住移転補償金で行われるとのこと。申請にあたり、申請地の一部についても、県へ買収されることとなっており、これから分筆等が行われることから、買収地を除いた部分転用として申請されたものです。地籍図上、北側に隣接する宅地である〇番の一部と合わせて、新しい居宅とするとのこと。以上で議案第 2 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告を願ひます。柿木委員、お願いします。</p>
柿木委員	<p>1 月 15 日に類瀬推進委員と事務局 2 名で現地を調査して参りました。自己住宅の建築ということで問題ないものとして見て参りました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>議案第 2 号について、事務局の説明と、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可につ</p>

発言主旨

いては、特に意見がないものとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

特に意見がないものとして決しました。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。

下野主任

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可についてご説明します。

付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は、記載の通りです。譲受人の家族及び来客用の駐車場として転用するものです。申請地の隣地にある中古住宅と併せて購入し、駐車場及び道路へ接続する通路として利用するものです。申請地は登記地目が宅地ではありますが、畑として利用されていたことから、現況農地として転用申請をするものです。売却額は〇〇万円と伺っております。地籍図上、北側に隣接する〇番〇が購入した中古住宅のある宅地となっております。

続きまして、付議番号 2、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲受人の従業員用駐車場及び資材置き場として転用するものです。譲受人は、県外に本社がありますが、久慈市内で大工工事を多く請負っており、市内に駐車場及び資材置き場を確保したいと考え、交通の利便性がよい申請地を選定されたとのこと。申請地は登記地目が宅地となっておりますが、畑として使用されていたことから、現況農地として転用申請をするものです。売買額は〇〇万円と伺っております。

続きまして、付議番号 3、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。隣接する駐車場と一体利用するため、転用するものです。譲受人は申請地の隣で自動車整備工場を経営しており、その整備車両及び中古車を置く駐車場として利用したいと考えており、また、譲受人も遠方に在住しているため、管理が困難であることから、売買を行うとのこと。売却額は〇〇万円と伺っております。地籍図上、北側に隣接する〇番〇が譲受人の運営する自動車整備工場です。なお、申請地は農用地区域となっておりますが、昨年に農政課で除外申請を行い、令和 6 年 12 月 12 日付で、農用地区域から除外されていることを申し添えます。

続きまして、付議番号 4 と 5 は関連があるため、一括してご説明します。付議番号 4 及び 5、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。現在、岩手県が実施している〇〇改修工事にかかり、昨年 5 月に申請のあった仮設道路に追加し、〇〇の堤防道路へ接続する仮設道路を設置する一時転用です。申請人は、岩手県より本事業を移譲され、主体となって実施することから、申請に至ったものです。貸借期間は、今年から令和 10 年までの 3 年間で、賃借料は総額〇〇円と伺っております。なお、申請地は農振地域内となりますが、農振地域計画への影響がない旨

	発言主旨
	を、農政課より確認しています。また、3年以内の一時転用の場合は、農振除外せず、転用が認められることから、申請に至ったものです。なお、現地確認の結果、すでに仮設道路が敷設されておりましたが、管理人より現場との連絡に不備があったとして、顛末書が提出されており、反省の意を示していること及び通常の申請がなされていれば許可となり得るものであることから、追認案件として申請を受けたものです。以上で議案第3号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告をお願いします。柿木委員、お願いします。
柿木委員	付議番号1、こちらは、〇〇学校から〇〇の交差点に向かって東側に入ったところです。事務局の説明の通り、地目は農地ではありませんが、現況は農地利用しているものです。問題ないものとして見て参りました。 続きまして、付議番号2、こちらは〇〇久慈店から〇〇へ向かう堤防沿いにある土地です。こちらも、地目は農地ではありませんが、現況として農地利用しているものです。問題ないものと見て参りました。ご協議よろしくをお願いします。
会長	付議番号3番について、大崎推進委員、お願いします。
大崎推進委員	付議番号3番について、ご説明します。1月15日、事務局2名と、私で現地確認をしましたが、場所は国道45号を南下し、〇〇店から150m位のところに〇〇があります。その〇〇の裏付近です。道路が建設されて、その関係で出た残土を活用して、畑を駐車場にするということです。現状は畑ですが、草刈りをされていて、事務局の説明通りで、問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	付議番号4番と5番について、柿木委員、お願いします。
柿木委員	こちらは、長内町の農振地域内になります。以前、許可された議案に付随するもので、申請の時期が遅れたとの説明でした。県の事業であることと、一時利用ということなので問題ないものとして見て参りました。ご協議のほどよろしくをお願いします。
会長	議案第3号農地法第5条の規定による許可について、事務局の説明と

	発言主旨
	現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (中塚委員 挙手)
中塚委員	付議番号 1 と 2 は、現況が畑で申請が出されたようですが、地目は宅地になっているんですか。
下野主任	こちらの申請地については、登記地目上、宅地として、現在登記されています。農地法上では、地目が非農地、宅地、雑種地という場合についても、現況が畑や田んぼといった農地として使用している場合には、農地法上の手続きを経る必要があります。
中塚委員	地目に関係なく、現況の状態が申請が必要となるんですね。
下野主任	その通りです。
鹿糠勇委員	固定資産税の課税はどうなりますか。
下野主任	登記地目とは別に、課税地目で課税されおり、現況課税となります。申請地の課税状況は調べていませんでした。
事務局長	課税地目は、個人情報ですので、我々が知る権限はないものです。課税については、農地転用には関係ないわけですし、農業委員会で議題に上がるものではないと思います。
内久保推進委員	地目は宅地でも、現況が畑であれば、現況で課税されているという気はします。税のことは関係ないから、ここで議題にしないで終わりにしないで、農地に関係する知識として、課税についてもわかっておく必要があると思います。
城内推進委員	登記簿が宅地であり、農地として使っていても、農業委員会に権利の許可申請を提出する必要はないと思いますが、どのような法律や考え方で提出されたのですか。お聞かせください。
下野主任	過去にも、地目が非農地、現況が農地となっている場合の申請がありましたが、県に確認したところ、現況が農地であれば農地転用の手続きをしてもらう必要があると伺っています。

	発言主旨
会長	<p>納得していないようですが、質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見がないものとして決しました。次に、議案第 4 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第 4 号農地法の適用外証明願いについてご説明します。付議番号 1、土地の表示、願出人は記載の通りです。前所有者が、昭和 60 年頃より居宅の庭及び隣接する道路の一部として使用され、現在に至るものです。願出人が相続を受けた際には、すでに現在の様相であり、農地であると思っていなかったとのこと。居宅のリフォームのため、土地調査を行ったところ、地目が畑であったことがわかり、今後農地として復旧管理することも困難であることから、それぞれ分筆し、現況に合わせていたとのこと。地籍図上、○番○が現況は公衆用道路、○番○が現況は宅地となっております。以上で議案第 4 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査委員の報告をお願いします。柿木委員。</p>
柿木委員	<p>付議番号 1 番、こちらも現地を調査して参りました。昭和 60 年頃からお庭として利用され、その一部も道路にかかっていたというような状況で致し方ないものと見て参りました。ご協議よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>議案第 4 号について、事務局と現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 4 号農地法の適用外証明願いについては、意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見なしとして決定されました。</p> <p>それでは協議事項に入らせていただきます。久慈市地域計画（目標地図）策定に向けた意見書の聴取についてを議題といたします。説明をお願いします。</p>
農政課兼田主査	<p>久慈市地域計画案及び目標地図案についてご説明します。まず、委員の</p>

発言主旨	
会長	<p>皆様におかれましては、地域計画の策定に当たりまして、多大なるご協力いただきありがとうございます。地域協議の場や地域計画案の各地区説明会には委員の皆様積極的にご参加をいただき、意見の集約につきましてもご尽力いただきました。この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。</p> <p>本計画は令和 5 年 4 月に改正され農業経営基盤強化促進法により、令和 7 年 3 月末、今年度中に各市町村において策定することとなっているもので、本会議において委員の皆様の意見を求めるものです。そして、この地域計画は、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標とその目標を達成するために必要な取り組み及び各地域の課題に応じた内容で策定したものです。また、目標地図は、地区ごとに、地域の農業を担う者を一覧にまとめて、それぞれが担う農用地等を目標地図で色分けしています。例として、大川目町・久慈地区の計画をご覧願います。畑田・寺里地区の地図ですが、オレンジ色、水色、紫などで色が塗られている箇所は、農業を担う者が引き受ける意向のある農地になります。そして、赤線で囲われて、色塗りがされていない箇所は、今後の担い手の検討としている箇所、耕作者や農地の受け手を探している、また、農地を活用してくれる人がいるなら使って欲しいという意向が確認できている農地になります。そして、黒い線で囲われて、色が塗られていない農地は、農地所有者の今後の意向が確認できていない農地で、今後も継続して、意向調査を行っていくこととなります。</p> <p>なお、こちらの地域計画の策定をもって、ゴールではございません。随時、見直しや修正、追記を繰り返しまして、更新し続けていく必要があります。また、この地域計画の策定後に、農地の貸借、貸し借りの権利設定が、農地中間管理事業に一本化されることとなります。今後は、農地の貸借、もしくは売買を行う場合は、農業委員会に申請していただく農地法第 3 条に基づく許可申請、もしくは、岩手県農業公社を介して行う農地中間管理事業のどちらかで行うこととなりますので、ご承知をお願いします。補足ですが、資料には農業を担う者一覧に、個人名や法人名、組織団体名などを明記しておりますが、策定後に、告示及び市のホームページ上に掲載する際は、名前部分は、非公表の形により掲載となりますことを申し添えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。皆さんが各地域で関与したことだと思います。質問ございませんか。</p> <p>(鹿糠勢津子委員 挙手)</p>

	発言主旨
鹿糠勢津子委員	<p>鹿糠勢津子委員。</p> <p>農政課が非常に苦勞して資料作られていることは十分理解しました。4番の地域内の農業担う者一覧を見ると、大川目地区は、農業を担う者や現状及び10年後の数値が入っていますが、小久慈地区を見ると、現在耕作してる人、地域内の農業を担う者一覧に名前が入っていない。数値が入っていない地区は多くあります。この資料を作るときに、どういうデータの抽出方法でこの数値になったかというのを伺います。この計画は更新を続けるそうですが、このデータのままいけば、単純に10年後は久慈の農地は今の10分の1ぐらいになると感じましたので、このままでいいはずはないですので、これから何ができるのかを教えてくださいたいと思いました。</p>
会長	事務局、お願いします。
農政課兼田主査	<p>各地区の農業を担う者一覧とそのデータの抽出方法についてのご質問だと思いますが、地域計画を作成する際に、農用地の利用意向調査をしました。認定農業者、認定新規就農者、以前に策定した人・農地プランで、中心経営体として位置付けられた方々に郵送で調査をお願いしたところでした。その調査をしたときに、回答があった方も、返答がなかった方々もありました。また各地域において回答の有無はばらつきがありました。各地区座談会においても、農地の利用意向調査を行い、出席者から、その場で聞き取りをして取りまとめました。その後、多面的機能支払交付金という補助金を活用している団体に、調査にご協力いただきまして、大川目地区では回答が多くなって、色塗りが進みました。以上です。</p> <p>(城内推進委員挙手)</p>
会長	城内推進委員。
城内推進委員	<p>寺里・畑田地区の地図には私の田んぼもあるんですが、白抜きになっています。昨年、水田作付けをお願いしたんですが、うまく繋がらない状況で、去年1年休んだんですね。草刈、耕起、水田保全はしてるんですが、新年度は担い手が耕作を引き受けることとなって、更新されれば、地図には色が塗られるということでもいいのか、お聞かせください。</p>

	発言主旨
農政課宇部係長	ご質問の農地に関して、意向未確認になってるかとは思いますが、農政課に相談いただいた案件だったので、今後担い手の検討という区分として赤枠に修正させていただいて、担い手の方々にあっせんをするように進めていきたいと思っております。以上です。
城内推進委員	わかりました。よろしくお願ひします。 もう 1 つですね、2 ページ目、農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するためにとるべき必要な措置の中で、選択した取り組み内容には、①有害鳥獣被害を軽減するため、効果的な追い払い方法等について情報収集に努めるとあるのですが、今、全国でジビエ対策としての事例として、クマとかシカとか、イノシシとかを活かしていく方法が、始まってますが、この計画の中では、有効活用する方向性は全くないということで、こういう書き方なのか、お聞かせください。
会長	農政課宇部係長。
農政課宇部係長	有害鳥獣被害に関連して、ジビエの取り組みについてですが、他市町村では、ジビエに取り組んでいる状況にある中で、久慈市の中でも、取り組みをしていきたいという部分はあるとは思ひます。現状、ジビエに取り組むような具体的な事業者、個人がないので、今回は、有害鳥獣の被害軽減にとどめています。今後ジビエに取り組みたい事業者が現れるようなことがあれば、追記や修正をすることは可能ではあるので、随時対応していきたいと思ひます。以上です。
城内推進委員	担い手について、1 ページの 2 番、農業の将来の在り方に向けた農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標のうち、担い手に対する農用地の集積に関する目標が現状の集積率が 19.9%、将来の目標とする集積率が 25.0%とは、10 年後の時点で 25%なのか、お聞かせください。
農政課宇部係長	10 年後の目標となります。以上です。
会長	他にございませんか。 (小倉委員 挙手) 小倉委員、お願ひします。
小倉委員	3 条申請か、あるいは、中間管理機構を通じての貸し借りになるということを先日の研修会では伺ひましたが、今後は中間管理機構を介して

	発言主旨
	の貸し借りしかできないのですか。
事務局長	農地の貸し借りは、3条申請または農地中間管理機構を仲介しての集積計画の2つの方法で可能となります。
会長	他にございませんか。 (鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員、お願いします。
鹿糠勢津子委員	私は農業には携わっていないんですが、この地域計画を見ると、現在、担い手や耕作してる方の多くが回答されていない。全地区を見て、久慈市の農業がこのままでは、将来の予測がつかなく、心配されます。私たちがこの地域計画をつくる上で、農業委員として何をすればいいのか、もっと協力して何かできることがあるのではないかと考えています。例えば、就農者のところに行って、意向調査の回答に協力することもできます。実際農業している人は、忙しくて回答する暇はないのが現実です。2030年には農家が3分の1になるという話があります。今30%程の自給率が3分の1になったら、いよいよ食糧難となる心配もするんですね。ですから、農業委員会が何かできることを活動していけたらと思います。以上です。
会長	回答はいいですか。他にございませんか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	3条申請か農管公社を通じたの貸し借りしかができないとなったら、対応できますか。事務局に聞いたらかなり難しくて、5月ごろまで事務手続きがかかる話をされました。今からの申請で、その新たな貸し借りを公社または3条申請でやった場合に事務的に対応しきれぬのか、教えてください。
事務局長	お話を伺ったとき、売買と混同してました。売買は確かに中間管理事業を介しますと期間がかかるようです。貸し借りの場合は、これまでと変わらず、住民や農家で事務を行うので手続き等にあまり変更がないということです。スケジュール的にも、あまり変わらないそうです。これまでも、中間管理事業や3条申請で、貸し借りの手続きをお願いしています。1から2カ月ぐらいは手続きするのにかかるようですが、正

	発言主旨
	規の手続きを進めてほしいと思っています。
鹿糠勇委員	貸し借りをするとき、公社を通さないと、賃貸借の基準がばらばらになるわけですよね。出し手と受け手がよければいいかもしれないけども、私も公社で賃貸借をやったんですが、出し手と受け手の間に公社が入って、金額や支払い方法も年払いとか月払いの基準をもって契約してもらえる。そういうふうに、どこかでけじめつけなかったら、どこを信じたらいいのかわからなくなってくる。例えば、よそから入ってくる農業者、規模拡大したい人があった場合、こっちは 3,500 円、ほかの地区は 4,000 円というような話が出てくると思うんですよね。そこで農管公社を入れて、出し手と受け手に明確に伝えると。今からでもそういうふうな感じで進められればいい。そうでないと受け手も出し手やりきれなくなってくると思います。
会長	他にございませんか。 (中塚委員 挙手) 中塚委員、お願いします。
中塚委員	農地中間管理機構は農地を貸したい人と借りたい人をつなぐ組織だと思っていました。口約束で田んぼを借りている場合も、これからは、3 条申請か、中間管理機構に介しての貸借になりますよね。先日、中間管理機構に貸借をお願いしたんですが、うまく進まなかった。実際、口約束で貸してる農地に関しては、そのまま継続することはできないのかと考えたんですけども、無理だとはわかりますが、やっぱり手続きしなきゃいけないですかね。 もう 1 点ですが、農地中間管理機構にお願いすると、出し手に 1%、借り手が 1%の手数料を払うというのを見たんですが、貸し借りの契約額が無償となった場合は、どうなるんですか。
事務局長	貸し借りは正規の手続きでお願いします。 公社の手数料は、確認して、後ほどお答えします。
会長	他にございませんか。地域計画については以上で質問を打ち切ります。 よろしいですか。 (「異議なし」の声) 農政課さん、ありがとうございました。 協議事項 (2) 令和 7 年度農業労賃標準額検討委員会の設置についてを

	発言主旨
	議題といたします。事務局の説明願います。
大道係長	毎年、ご審議をお願いしている農業労賃標準額の設置について、本年度も、検討委員会を設置していただき、効率的かつ専門的なご審議をしていただきたくご提案します。委員ですが、前年度もお引き受けいただいた委員の方々にお願いしたいものです。なお名簿に記載の委員に事前に打診させていただいており、内諾はいただいております。よろしくご審議をお願いします。説明は以上です。
会長	検討委員会の設置について、委員は去年の通りと言う事ですが、よろしいですか。 (「異議なし」の声) それではそのように決定させていただきます。 次に、報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明を願います。
下野主任	報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので、ご報告します。土地の表示、届出人には記載の通りでございます。全部で6件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項(1)の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。いずれも相続です。次に進ませていただきます。報告事項(2)会務報告。局長、お願いします。
事務局長	(会務報告 令和6年12月20日～令和7年1月21日)
会長	会務報告が終わりました。報告だからいいですね。 その他何かございませんか。 (大道係長 挙手) 大道係長。
大道係長	令和6年度久慈地方農業振興大会の開催について、ご案内します。 1月31日までに参加報告を事務局にお願いします。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) 第35回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦労さまで

	発言主旨
14 時 50 分閉会	した。